

「第4期佐倉市障害福祉計画（案）」に 寄せられた意見と市の考え方について

（1）意見募集結果

意見募集期間	平成27年2月23日（月）から 平成27年3月9日（月）まで
意見募集結果	意見提出者数：1名 意見数：2件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの：0件 原案のとおりとしたもの：2件

（2）意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	佐倉市内の全高等教育機関に、障害学生支援コーディネーターが配置されますよう、必要な施策が講じられることを強く望みます。	市内の高等教育機関に、ご意見があったことをお伝えさせていただきます。 なお、今回の意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	無
2	障害者差別解消法が来年から施行されますが、印旛健康福祉センターだけでなく、佐倉市障害者虐待防止センター等でも、障害者差別に関する相談を受け付けていただけるようになると、とても助かります。障害者差別なのか、障害者虐待なのか、疑わしいケースもあるのですから、法律が違ふからと、線引きしてしまい、困っている当事者の方々が、たらい回しに遭うようなことは、決して起こってはならないと思います。	障害者差別に限らず、障害者全般に関する相談、相談窓口がわからない場合等は、佐倉市障害者虐待防止センター、佐倉市障害福祉課等で受け付け、適切な相談窓口を紹介しております。 また、明らかに障害者差別に関する相談と判断できる場合は、広域専門指導員が駐在している印旛健康福祉センター内の相談専用窓口を紹介しております。 なお、今回の意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。	無